

島根地方最低賃金審議会

第441回会議資料

— その 1 —

資 料 目 次（第 4 4 1 回会議・令和 7 年 7 月 14 日開催）

第 58 期島根地方最低賃金審議会委員名簿	資料№ 1
令和 7 年度審議会事務局体制	資料№ 2
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋	資料№ 3
島根地方最低賃金審議会運営規程	資料№ 4
島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	資料№ 5
島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領	資料№ 6
最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制を求める要請 （全国労働組合同連合中国ブロック協議会・島根県労働組合同連合）（写）	資料№ 7
最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明（島根県弁護士会）（写）	資料№ 8
令和 6 年度審議会等関係会議開催状況（会議別）	資料№ 9
令和 7 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	資料№10

島根地方最低賃金審議会 委員名簿
(第58期)

区分	氏 名	現 職
公 益 代 表	小田川 真一	元 山 陰 中 央 新 報 社 専 務 取 締 役
	上 代 真 弓	元 出 雲 市 立 斐 川 図 書 館 館 長
	藤 本 晴 久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
	松 本 洋 子	公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長
	森 山 卓 三	元 N H K 松 江 放 送 局 副 局 長
労 働 者 代 表	飯 塚 祐 子	J A M 山 陰 女 性 協 議 会 (W i t h 山 陰) 特 別 幹 事
	石 川 昌 平	U A ゼ ン セ ン 島 根 県 支 部 長
	景 山 誠	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 島 根 県 連 合 会 事 務 局 長
	鐘 撞 淳 一	電 機 連 合 山 陰 地 方 協 議 会 島 根 地 域 協 議 会 副 議 長
	久 保 田 恭 佳	一 畑 電 鉄 労 働 組 合 一 畑 電 鉄 支 部 書 記 長
使 用 者 代 表	金 井 寿 彦	松 江 商 工 会 議 所 常 務 理 事
	多 野 美 和	協 同 組 合 島 根 県 鐵 工 会 専 務 理 事
	橋 本 浩 一	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 事 務 局 長
	福 田 佳 典	株 式 会 社 フ ク ダ 代 表 取 締 役 副 社 長
	渡 邊 澄 子	有 限 会 社 高 浜 印 刷 専 務 取 締 役
備 考	任 命 年 月 日 令和7年5月1日(橋本浩一委員は令和7年7月7日)	
	五 十 音 順 敬称略	

事務局体制

島根労働局
令和7年4月1日

島根労働局長 ^{いわ}岩 ^み見 ^{ひろ}浩 ^{ふみ}史

労働基準部長 ^{かわ}河 ^の野 ^{きみ}公 ^{ひろ}博

賃金室長 ^{わた}渡 ^{なべ}辺 ^{じゅん}淳 ^{いち}一

賃金指導官 ^{たけ}竹 ^{した}下 ^{たかし}卓

賃金係長 ^そ曾 ^た田 ^{とも}智 ^や弥

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

島根地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを会長に通知するものとする。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめこれを会長に通知するものとする。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度島根労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいてこれを行う。
- 附 則
- 第1条 この規程は、令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程新旧対照表

新	
第1条 島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第11号）で定めるもののほか、この規程に定めるところによる。	
第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、局長、又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があつたときは、部会長が招集する。 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知する。	
第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。	
第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴取することができる。	
第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開とするものとする。	
第6条 部会長は、審議会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。	
第7条 この規定に定めるもののほか、議事及び運営に関して必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。	
第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。	
附 則	
第1条 この規程は、平成13年 月 日から施行する。	

島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程新旧対照表

新

第1条 島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第11号）で定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、局長、又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があつたとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも2週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知する。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に前項の方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に前項の方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、

長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開とするものとする。

第6条 部会長は、審議会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第7条 この規定に定めるもののほか、議事及び運営に関して必要な事項は、専門部会の議に基づいて行う。

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年 月 日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、島根地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に置かれる最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事及び運営に関し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、次の場合に、部会長が招集する。

- 一 部会長が必要と認めたとき。
- 二 島根労働局長(以下「局長」という。)から開催の請求があったとき。
- 三 専門部会の委員(以下「委員」という。)の3分の1以上から開催の請求があったとき。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、すくなくとも2日前までに日時、場所及び付議事項を局長及び委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、疾病その他の事由により会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を得なければならない。

その他

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として非公開とする。

(議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開とする。

は率

部会

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会において議決を行ったときは、これを審議会に報告するものとする。

議決

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいてこれを行う。

附 則

第1条 この規程は、平成 8年6月25日から施行する。

平成12年6月29日 改正(地域別)

（目的）

第1条 この規程は、島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に置かれる最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事及び運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、次の場合に、部会長が招集する。

- 一 部会長が必要と認めたとき。
- 二 島根労働局長（以下「局長」という。）から開催の請求があったとき。
- 三 専門部会の委員（以下「委員」という。）の3分の1以上から開催の請求があったとき。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、すくなくとも7日前までに日時、場所及び付議事項を局長及び委員に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、疾病その他の事由により会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を得なければならない。

その他

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として非公開とする。

（議事要旨）

第6条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開とする。

は率

部会

（議決の報告）

第7条 部会長は、専門部会において議決を行ったときは、これを審議会に報告するものとする。

議決

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいてこれを行う。

附 則

第1条 この規程は、平成 8年6月25日から施行する。

平成12年9月

氏賃金
手法
か必

とき。
び開催

とも 3

印する

こ通知

ない。

とする。

氏賃金
手法
か必

とき。
び開催

とも 3

印する

こ通知

ない。

とする。

島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は、島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、審議会が指名した、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長（以下「会長」という。）及び会長代理をもって構成する。
- 第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、又は3分の1以上の委員会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知するものとする。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 委員会の結論は、原則として審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、委員会の議決に基づいて行う。

附則

- 第1条 この規程は、令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領

島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条及び第7条に基づき審議会又は議事録、議事要旨等の公開に当たっての対応を以下のとおり定める。

1 事前対応

審議会の開催日の概ね10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、島根労働局掲示板に、以下についての公示を行う（別添1参照；添付省略）。

- （1）日 時
- （2）場 所
- （3）議 題

傍聴申込みの締切は、抽選のある場合を考慮して、開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。

傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とする。

電話による照会には、公示以降に対応し、それ以前は未定である旨回答する。

2 当日の対応

傍聴人名簿（別添2；添付省略）を作成し、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券（別添3；添付省略）を受付にて配布する。傍聴席にも番号を振り出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させる。

傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」（別添1の別添；添付省略）を配布する。この際、遵守事項に反している者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為をやめさせるか、退去要求（別添4；添付省略）を行う。

審議会開会10分ほど前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守事項の説明を行う。

3 事後対応

議事録は、審議会終了後60日以内に作成し、これを公開する。

議事要旨は、審議会終了後速やかに作成し、これを公開する。

4 その他

この要領は、平成16年3月15日から実施する。

この要領は、平成29年6月30日から実施する。

島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領

島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条及び第7条に基づき審議会又は議事録、議事要旨等の公開に当たっての対応を以下のとおり定める。

1 事前対応

審議会の開催日の概ね10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、島根労働局掲示板に、以下についての公示を行う（別添1参照；添付省略）。

（1）日 時

（2）場 所

（3）議 題

傍聴申込みの締切は、抽選のある場合を考慮して、開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。

傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とする。

電話による照会には、公示以降に対応し、それ以前は未定である旨回答する。

2 当日の対応

傍聴人名簿（別添2；添付省略）を作成し、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券（別添3；添付省略）を受付にて配布する。傍聴席にも番号を振り出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させる。

傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」（別添1の別添；添付省略）を配布する。この際、遵守事項に反している者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為をやめさせるか、退去要求（別添4；添付省略）を行う。

審議会開会10分ほど前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守事項の説明を行う。

3 事後対応

議事録は、審議会終了後60日以内に作成し、これを公開する。

議事要旨は、審議会終了後速やかに作成し、これを公開する。

4 その他

この要領は、平成16年3月15日から実施する。

この要領は、平成29年6月30日から実施する。

令和 年 月 日

第 回島根地方最低賃金審議会の開催について

1 日 時 令和 年 月 日 () : ~

2 場 所 島根労働局専用大会議室
 松江市向島町 1 3 4 番 1 0
 松江地方合同庁舎 5 階

3 議 題
 (1)
 (2)

4 傍聴人数
 傍聴者は原則 5 名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とします。

(注) ただし、審議中において、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会議を非公開とすることがあります。

[傍聴を希望される方は、 月 日 () までに事務局にお問い合わせ下さい。]

事務局 松江市向島町 1 3 4 番 1 0
 島根労働局労働基準部賃金室
 電話 0852 (31) 1158

審 議 会 傍 聴 に 当 た っ て の 遵 守 事 項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び島根地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

島根地方最低賃金審議会

< 別添 2 >

第 回 地方最低賃金審議会（令和 年 月 日）傍聴人名簿

No	所 属 等	電 話 番 号	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 1

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 1

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 2

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 2

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 3

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 3

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 4

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 4

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 5

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 5

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 6

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 6

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 7

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 7

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 8

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 8

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 9

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 9

島根地方最低賃金審議会

傍聴整理券

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 10

島根地方最低賃金審議会

傍聴席

第〇〇回島根地方最低賃金審議会

No 10

島根地方最低賃金審議会

退 去 要 求

審議会の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

みなさんの行為は、審議会の秩序を乱し、会の進行を妨げるものです。

すみやかに会場外に退去して下さい。

令和 年 月 日 時 分

審 議 会 主 宰 者
島根地方最低賃金審議会
会 長 藤本晴久

退 去 要 求

審議会の傍聴券がなく、入場を希望しておられる方に要求します。

みなさんの行為は、審議会の秩序と静穏を害し、審議会の進行を妨げるものです。

すみやかに会場外に退去して下さい。

令和 年 月 日 時 分

審 議 会 主 宰 者
島根地方最低賃金審議会
会 長 藤本晴久

島根労働局長
岩見 浩史 様



全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議長 石田 高士

山口県山口市中央4丁目3-3山口県労働関係

TEL 083-932-0465

島根県労働組合総連合

議長 猪俣 邦雄

松江市母衣町55-2 教育会館2階

TEL 0852-31-3396

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2024年の改定で、加重平均は1,055円(前年比5.1%増)となりましたが、物価高騰を後追いするだけであり、特に最低賃金近傍の労働者の生活改善には繋がっていません。地域間格差は、島根県の最低賃金962円と最高額の東京都1,163円との格差は201円もの開きがあり、島根県の最低賃金を月額に換算すると144,300円(月150時間)にしかありません。歴史的な物価高騰で、地方から賃金の高い都市部への人口流出が起こり、地域経済の疲弊の要因になっています。とりわけ急激な物価高騰のなか、労働者から「これでは暮らせない」と悲鳴が上がり、最低賃金の地域間格差の解消と、大幅な引き上げは喫緊の課題となっています。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

1. 島根県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で公正な取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めること。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③傍聴について人数制限を行わないこと
 - ④異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開すること。

以 上

2025（令和7）年5月27日

島根地方最低賃金審議会 御中

島根県弁護士会

会 長 古 津 弘 也



会長声明の送付について

標記の件について、本日、別紙のとおり「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を発表しましたので、ご送付いたします。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。



最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安について答申しており、本年度についても、今後、地域別最低賃金改定の目安について答申することが見込まれる。

昨年度の同審議会の答申においては、島根県はランク B に位置づけられ、引上げ額の目安は50円とされた。昨年度、島根地方最低賃金審議会は、島根県労働局長に対し、上記の中央最低賃金審議会の引上げ額の目安を踏まえ、島根県における1時間あたりの最低賃金を904円から962円に改定すること（58円の引上げ）が適当であるという旨の答申を行った。この答申を踏まえ、島根県においては最低賃金を962円に引き上げる改定がなされ、令和6年10月12日に効力を生じ、現在に至っている。

- 2 最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的としている（最低賃金法第1条）。この制度は、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての位置づけられるべきものであり、最低賃金を基準にしてフルタイムで働いた場合に、労働者が人間らしい生活を営むことができる程度の賃金を得られることができるよう制度を運用することが求められる。

島根県においては、令和6年度の最低賃金の改定にて、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安（以下、「引上げ目安」という。島根県の引上げ目安は50円）を8円上回る58円の引上げ行われた。令和5年度には引上げ目安を7円上回る引上げがそれぞれ島根県で行われたことも踏まえると、一定程度評価できるようにも思われる。

- 3 しかしながら、島根県の最低賃金の金額は、全国的な水準に照らして低い状態が続いている。すなわち、昨年度、東京都の最低賃金は1163円に引き上げられたところ（前年度比50円の増額）、最低賃金の最も高い東京都と比較すると、島根県の昨年度の改定後の最低賃金額はこれを201円も下回っている。さらに、昨年度の改定後の最低賃金の全国加重平均額は1055円になるが、昨年度の改定後の島根県における最低賃金額はこれを93円も下回っていることになる。

島根県においては、若年労働者が都市部へ流出するという傾向が続いているが、上記のような格差がこのような現象の一因をなしているものと考えられる。島根県のみならず、全国的なレベルで見ても、地方の活性化をはかるためにもこの格差を速やかに解消することが重要である。

また、消費者物価の大幅な上昇が続いていることも考慮すると、未だ労働者が安定した生活を送ることができる水準に達しているとは言い難い。

- 4 以上のことから、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金額の大幅な引き上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2025（令和7）年5月27日

島根県弁護士会

会長 占 津 弘 也

令和6年度島根地方最低賃金審議会等開催状況（開催順）

開催月日	会議及び回	主 な 審 議 内 容
6月19日	公益委員 会議	令和6年度島根地方最低賃金審議会の運営について 島根地方最低賃金審議会会長、同会長代理、島根県最低賃金専門部会委員及び島根県特定最低賃金専門部会委員について 島根地方最低賃金審議会の資料について
7月9日	審議会 第435回	補欠委員の紹介 島根県最低賃金の改正諮問について 島根県最低賃金改正に係る審議方法について 労働団体からの要請について
7月30日	審議会 第436回	中央最低賃金審議会「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達及び「令和6年賃金改定状況調査結果」について 最低賃金と生活保護の乖離額について 島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について 【意見陳述 しまね労連1名、しまね自治労連1名】
7月30日	県賃 専門部会 第1回	部会長、部会長代理の選出 最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取について 最低賃金に関する基礎調査結果について 島根県最低賃金について
8月5日	県賃 専門部会 第2回	金額審議
8月9日	県賃 専門部会 第3回	金額審議
8月13日	県賃 専門部会 第4回	金額審議
8月16日	県賃 専門部会 第5回	金額審議 採決、専門部会報告書決議
8月16日	審議会 第437回	専門部会報告 採決、答申
9月3日	運営 小委員会 第1回	特定最低賃金の必要性有無の検討方法について
9月3日	必要性 検討委員会 第1回	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
9月3日	審議会 第438回	島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (意見陳述 しまね労連、しまね自治労連) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

開催月日	会議及び回	
9月19日	特定最賃 合同会議 第1回	部会長、部会長代理の選出 島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について 最低賃金に関する基礎調査について
9月25日	鉄鋼 専門部会 第2回	設定様式について 金額審議
9月27日	鉄鋼 専門部会 第3回	金額審議、答申
10月1日	機械 専門部会 第2回	設定様式について 金額審議
10月2日	自動車 専門部会 第2回	金額審議、答申
10月4日	機械 専門部会 第3回	金額審議、答申
10月4日	新車 専門部会 第2回	金額審議、答申
10月17日	電気 専門部会 第2回	設定様式について 金額審議
10月29日	電気 専門部会 第3回	金額審議、答申
10月7日	審議会 第439回	島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の答申文の訂正について (持ち回り)
3月14日	審議会 第440回	特定最低賃金改正の申出の意向表明について 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月13日(土)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月14日(火)		10月29日(水)		11月4日(火)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月5日(水)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月6日(木)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月10日(月)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月11日(火)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月12日(水)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月14日(金)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月17日(月)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月18日(火)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		11月19日(水)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		11月21日(金)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		11月25日(火)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		11月26日(水)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		11月27日(木)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月1日(月)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月2日(火)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月3日(水)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月5日(金)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月8日(月)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月9日(火)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月10日(水)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月12日(金)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月15日(月)		12月24日(水)		1月23日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

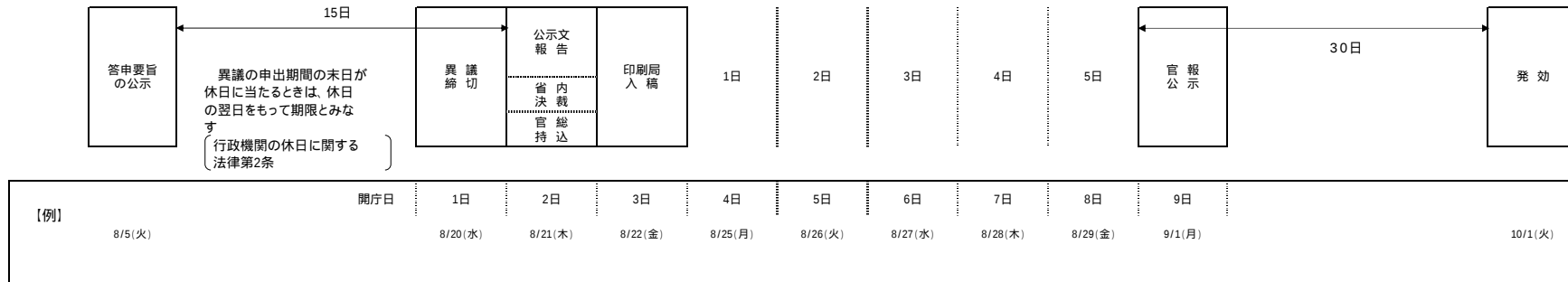
12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月26日(水)		12月11日(木)		12月16日(火)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月17日(水)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		12月19日(金)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		12月22日(月)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		12月23日(火)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		12月24日(水)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		12月26日(金)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月5日(月)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月6日(火)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月7日(水)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月9日(金)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月13日(火)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月14日(水)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月15日(木)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月19日(月)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月20日(火)		1月29日(木)		2月28日(土)

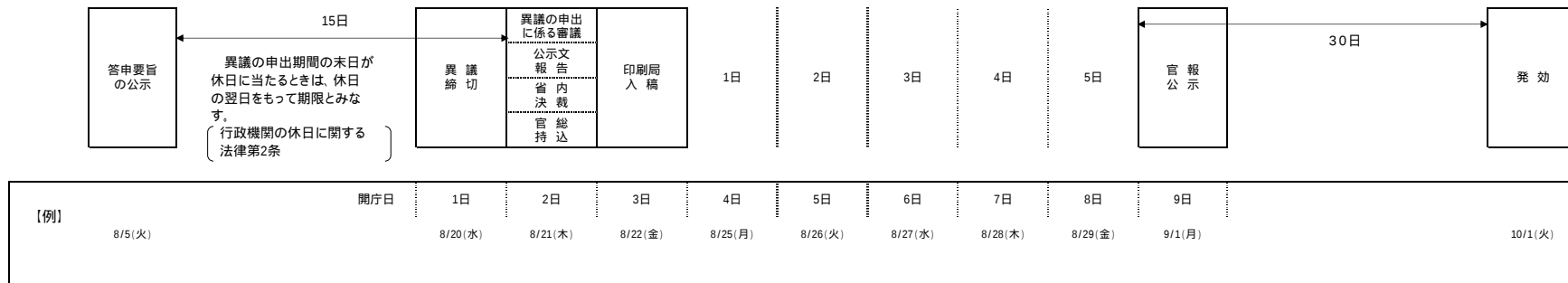
令和7年度 答申要旨の公示から発効までの流れ(最短の場合のモデル)

1 地域別最低賃金について

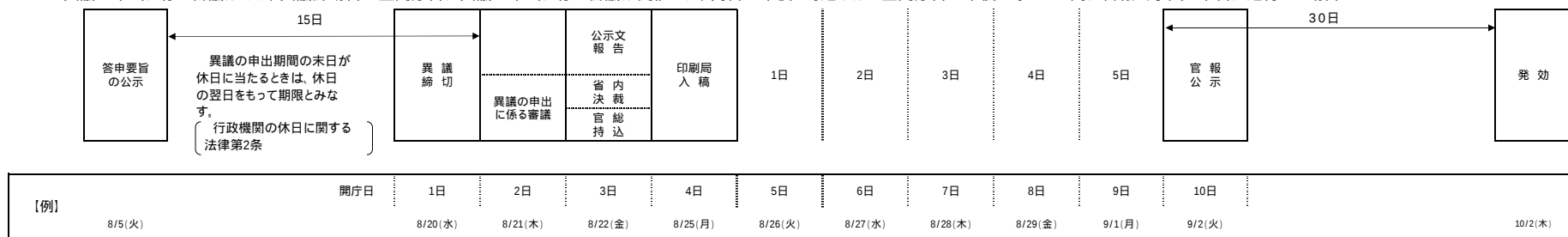
異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



ア 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合

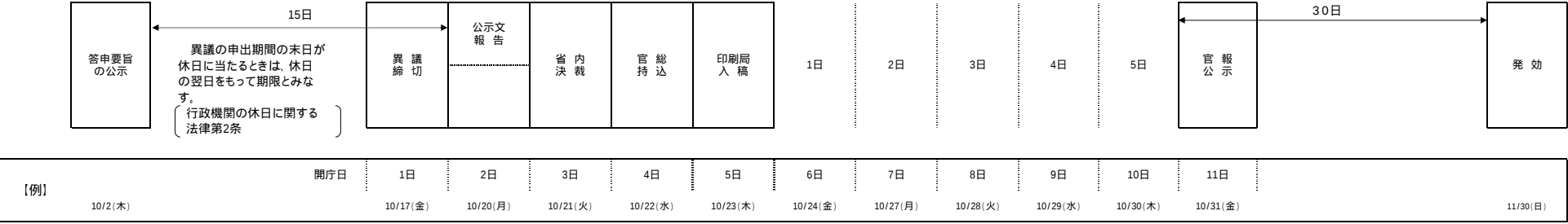


イ 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文を本省に送付した場合

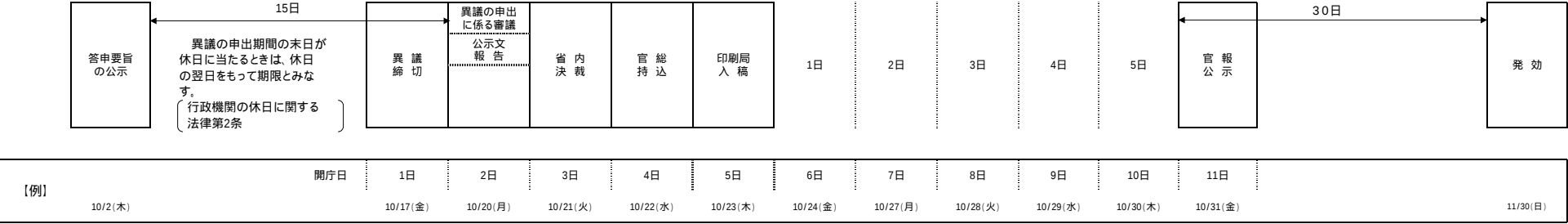


2 特定最低賃金について

異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



ア 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



イ 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文を本省に送付した場合

